

令和3年10月20日
総務省政策統括官(統計制度担当)

諮問第156号の概要

(就業構造基本調査の変更)

1 就業構造基本調査の概要（前回調査時の計画）

調査の目的

国民の就業及び不就業の実態を明らかにし、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的とする。

調査の概要

調査周期

➤ 5年

調査期日

➤ 平成29年10月1日現在

実施期間

➤ 平成29年9月23日～10月26日

調査範囲
及び
報告者数

➤ 全国の世帯及び世帯員
約52万世帯の15歳以上の世帯員
約108万人
(母集団：約5300万世帯、約1億
1000万人)

調査系統
【調査方法】

➤ 総務省 — 都道府県 — 市町村 — 統計調査員（又は民間事業者） — 報告者
※ 調査員が世帯ごとに調査票を配布し、世帯は調査票を調査員へ提出又はオンラインで回答

結果公表

➤ 調査実施年の翌年7月末日までに公表

調査事項

〔有業者・無業者共通の調査事項〕

➤ 就学状況、収入の種類、職業訓練・自己啓発の有無・種類、育児・介護の状況等

〔有業者に関する調査事項〕

➤ 従業上の地位・勤め先での呼称、雇用契約期間、就業日数・時間、就業理由、転職又は追加就業の希望の有無等

〔無業者に関する調査事項〕

➤ 就業希望の有無、希望職種、求職活動状況、非就業希望理由等

2 調査結果の利活用状況

行政施策上の利用

- 「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）における介護離職ゼロの指標として前職の離職理由を利用
- 「地域少子化・働き方指標（第4版）」（まち・ひと・しごと創生本部）において都道府県別・男女別・配偶関係別の所得額階級別分布状況等を利用
- 「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）における目標値・フォローアップ指標として利用

加工統計への利用

- 国民経済計算における就業者数に加算するための副業者数の推計に利用

地方公共団体での利用

- 職業能力開発計画策定の基礎資料として利用
- フリーターや若年無業者等に対する支援施策の検討の基礎資料として利用

3 主な変更事項（1）

報告者数の変更

現 状

約52万世帯を対象に調査を行うことで、約108万人を調査

変更内容

- 1世帯当たりの世帯人員の減少に伴い、前回と同等の世帯数では、約108万人の確保が困難
- そこで、世帯数を約54万に増やすことで、世帯人員として引き続き約108万人を維持

調査事項の変更

変更内容

- 働き方改革の一連の動きを踏まえた追加 等
 - フリーランスを新たに把握するため、従業上の地位・雇用形態の区分を細分化
 - テレワークの実施状況に係る調査事項を追加（テレワークの実施の有無、頻度等）
 - 副業に係る調査事項の追加等（副業の内容、就業時間等）
 - 育児・介護に係る調査事項の拡充（フレックス・時差出勤の利用の有無）
- 利用ニーズの低い調査事項の削除等（1年前の就業状況等）

3 主な変更事項（2）

調査方法の変更

現 状

調査員が世帯ごとに調査票を配布し、世帯は調査票を調査員へ提出又はオンラインで回答

変更内容

- 昼間不在世帯やオートロックマンションの増加などの統計調査環境等の変化を踏まえ、郵送による提出方法を追加

集計事項の変更

- 「都道府県編」と「主要地域編」の統合

現 状

閲覧したい地域区分によって都道府県編か主要地域編か選ぶことが必要

全 国 編：全国で表章

都道府県編：全国、全国市部、都道府県、都道府県市部、政令指定都市別に表章

主要地域編：全国、都道府県、県庁所在都市、人口30万以上の市、都道府県内経済圏別に表章

変更内容

- 地域別に表章された集計表を一元的に閲覧可能にするため、地域編として統合

全国編：全国で表章

地域編：全国、都道府県、政令指定都市、県庁所在都市、人口30万以上の市別に表章
※ 全国市部、都道府県市部及び都道府県内経済圏別の集計は廃止

- その他、調査事項の変更や利活用状況等を踏まえた集計事項の見直し

4 前回答申時の課題

統計委員会答申（平成28年12月16日付け統計委第10号）要旨

- ◆ 就業に与える育児・介護の影響をよりの確に把握するための検討
- ◆ オンライン調査における報告者の利便性の向上・更なる利用の促進



➤ 調査実施者における検討・対応状況を確認